

明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す  
取組に関する検討会の進め方について（案）

（１）明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組に関する検討会（以下「検討会」という。）は、原則として非公開とし、議事要旨及び検討会で配布された資料を速やかに公表する。ただし、座長が特に必要と認める時は、議事要旨及び配布資料の全部又は一部を公表しないものとする事ができる。

（２）このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。